

## 第1 目的

北海道立子ども総合医療・療育センター（以下、「コドモックル」という。）に関わる患者等に対し、災害時などにおける情報提供ツールとしてツイッターを活用する。

## 第2 用語の定義

ツイッターに関する用語の定義を定める。

- (1) ツイッター：インターネット上で 140 文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート：他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

## 第3 運用主体

コドモックルにおけるツイッター（以下「コドモックルツイッター」という。）の運営主体は、コドモックル企画総務課とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートを行う。

- 2 アカウント名は、「hokkaido\_kodomokkuru」とする。

## 第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし、緊急時など特に必要と認める場合はこの限りではない。

## 第5 意思決定

ツイートを発する際は、企画総務課長又は地域連携課長の決裁を得る。

## 第6 ツイート内容

コドモックルツイッターは、次に掲げる事項をツイートする。

- (1) コドモックルのホームページに掲載している情報
- (2) 災害等の緊急時における在宅療養患者支援に関する情報
- (3) 在宅療養患者支援のための平時におけるネットワーク形成に資する情報
- (3) その他企画総務課長又は地域連携課長が必要と認めるもの

## 第7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

コドモックルツイッターは、専ら情報発信に用いることとし、リプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、緊急時など特に必要と認めるものはこの限りではない。

## 第8 ホームページとのリンク

ツイートするリンク先は、原則、道が運用するホームページとする。ただし、緊急時など特に必要と認めるものはこの限りではない。

## 第9 運用留意事項

コドモックルツイッター運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) コドモックルツイッターのアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、コドモックルツイッターのプロフィール欄に明示する。
- (3) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (4) コドモックルツイッター運用ポリシーは、北海道公式ウェブサイトに掲載する。
- (5) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (6) 意図せずして道が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。

## 第10 コドモックルツイッターに対する問い合わせ

コドモックルのホームページに表示してある「お問い合わせ」から受け付ける。

## 第11 その他

その他、コドモックルツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、コドモックル企画総務課長が別に定める。

## 附則

この運用ポリシーは、平成 30 年 12 月 4 日から施行する。

この運用ポリシーは、令和元年度（2019 年度）8 月 8 日から施行する。